

緑のカーテン設置補助制度



補助制度を利用するには、応募が必要です。

応募期間：令和6年4月1日（月）

～令和6年5月22日（水）必着

応募資格：
①本市域内に居住する個人または所在する事業所等。
②本市域内に緑のカーテンを設置すること。
③過去2年間にこの補助制度を利用してないこと。
④申請年度において、緑のカーテンについて他の公的補助制度を利用していないこと。

応募方法：応募用紙を郵送又はFAX228-1891により
(公財)広島市みどり生きもの協会にお送りください。

補助対象経費：
①プランター・支柱・ネット
②種・苗・球根（つる性植物等）
③土・土壤改良剤・肥料・殺虫剤・殺菌剤

補助金額等：1万円を上限として購入費用（税込）の2分の1相当額（百円未満切り捨て）。
1世帯、1団体または1事業所につき3年間に1回を限度。



お問い合わせは

公益財団法人広島市みどり生きもの協会 経営企画課
〒730-0011 広島市中区基町4-41
電話(082)228-0815・FAX(082)228-1891

応募から補助金の受取りまでについて、裏面をご覧ください。

詳しくは、当協会ホームページ（<http://www.midoriikimono.jp/>）に掲載しております「緑のカーテン設置補助金交付要綱」をご覧ください。

----- 切り取り線 ----- 切り取り線 ----- 切り取り線 -----



緑のカーテン設置補助金交付応募用紙

（必要事項をご記入ください。また該当する□にはレ印を記入してください。）

令和6年 月 日

申込者	ふりがな 氏名		
	住 所	〒 - 広島市	
	電話番号	() -	(必ず連絡がつく番号を記入してください。)
緑のカーテン 設置予定地	住 所	(申込者住所と同じ場合は「同上」と記入してください。) 〒 - 広島市	
	設置場所	□自宅	□その他()
購入予定資材	<input type="checkbox"/> プランター(個) <input type="checkbox"/> 支柱 <input type="checkbox"/> ネット <input type="checkbox"/> 種・苗・球根 <input type="checkbox"/> 土・土壤改良剤・肥料・殺虫剤・殺菌剤		

～応募から補助金の受取りまで～

1 懇親内に応募

応募用紙に必要事項を記入の上、応募期間中に応募してください。

2 補助金交付対象者の決定・通知

先着順で受け付け後、「緑のカーテン設置補助金交付**対象者決定通知書**」等を順次郵送します。応募多数の場合、交付対象にもれた方へのご連絡は致しかねますのでご了承ください。

3 必要な資材を購入、緑のカーテンの育成開始

資材の購入は、必ず「緑のカーテン設置補助金交付**対象者決定通知書**」の受取り後に行ってください。受取り前に購入されたものは対象となりませんので、ご注意ください。

4 補助金交付の申請

カーテンの高さが概ね1m程度まで成長したら、当協会からお送りする**申請書**に以下の書類を添付し、郵送してください。

- (1) 「自動車運転免許証の写し」等 (住所を証明するもの)
- (2) 「領収書 (原本)」 (対象者決定通知書の日付以降のもの)
- (3) 「緑のカーテン設置後の写真」・・・購入資材(プランター等)がわかるように撮影をお願いします。

※**対象者決定通知書**の日付から3ヶ月以内に郵送してください。

5 補助金交付者の決定・通知

申請いただいた書類を審査後、内容が適正であると認められる方に「緑のカーテン設置補助金交付**決定通知書**」等を順次郵送します。

6 補助金交付の請求

当協会からお送りする**請求書**に以下の書類を添付し、郵送してください。

「振込先の口座名義(フリガナ)、口座番号が記載された書類の写し(通帳の1ページ目、カードなどの写し)」

※**決定通知書**の日付から30日以内に郵送してください。

7 補助金の交付

請求書等の内容を確認のうえ、指定口座に補助金を振込みます。

